公益社団法人建設荷役車両安全技術協会長野県支部

〒380-0872
長野市妻科426-1
長野県建築士会館4F
TEL 026-232-2880
FAX 026-232-6606
http://www.sacl-nagano.jp

建荷協長野県支部通信

第2巻　第5号　　発行日　平成27年2月3日

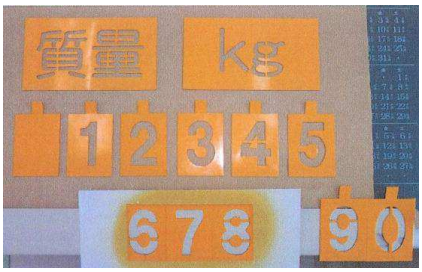

平成26年度の**考案賞銀賞「質量表示マグネットレタリングプレート」**。本部のホームページに過去の考案賞が掲載してありますのでご参照ください。

目次：

全国支部長会議、事務局長会議開催される	1
第3回研修委員会開催される	2
危険の見える化（リスクアセスメント）検討小委員会開催される	3
第2回地域協議会会長会議開催される	4
事務局だより	5

1　全国支部長会議、事務局長会議開催される

1月22日、東京のホテルグランドパレスにおいて、全国支部長会議が開催されました。同会議には遠藤支部長が出席され、事務局長が随行いたしました。

支部長会議では、厚生労働省、経済産業省の来賓あいさつの後、協会の現況について報告がありました。会員数は平成26年12月末現在で4，356社、対前年同期比で10社増加しております。また、検査標章、記録表の頒布は増加しているが、アタッチメント検査済みシールは立ち上げの時期が過ぎたため減少していることが報告されました。さらに、研修・教育の受講者は概ね増加しているが、実務研修は解体用機械がなくなったため大幅な減少となったことが報告されました。

次に、平成27年度事業計画（素案）が説明され、「景気や業界動向に留意し労働災害の防止を目的として、各種事業を本部・支部一体化の下に展開する」こととしております。

最後に、「職場におけるメンタルヘルス対策」と題して東京労災病院の小山文彦医師から興味深い講演がありました。これからの企業運営では常に配慮の必要な視点であると思います。

1月23日、同ホテルで全国事務局長会議が開催されました。冒頭、樋口常務から、公益法人化して3年経過し、来年度は内閣府の立入検査が行われる、本部のみでなく支部も含め全体が検査の対象となるため、組織運営、経理面での準備が必要である旨説明・指示がありました。

各種業務における変更・注意事項について説明がありました。フォークリフトの月例定期自主検査コースが新設されてきており、今後の検討課題になります。

2　第3回研修委員会開催される

12月12日、ホテル国際21で本年度第3回研修委員会が開催されました。

まず、平成26年度に実施した研修結果について報告されました。受講者合計は418名であり、解体用機械実務研修がなくなったため、昨年度の746名から大幅に減少いたしました。一方、松本で実施した「実務研修記録表作成コース」、「車両系建設機械能力向上教育」、「フォークリフト能力向上教育」についてはいずれも定員を大幅に超える申し込みがあり、締切日前に締め切らざるを得ない状況となりました。また、初めて「危険の見える化（リスクアセスメント）セミナー」を実施し、13名が受講したこと等についても報告がありました。

次に、平成27年度の研修計画について提案され、基本的に26年度と同じ並びで実施することで了承されました。「危険の見える化セミナー」は、来年度は松本で実施することになりました。

また、巡回指導の実施経過についても報告され、巡回指導員から指摘された問題について議論を行いました。

ハイライト：

- **ノンカーボン記録用紙の申込み**を受け付けております。**2月13日が〆切**になっております。早めにお申し込みください。
- **検査業**のみなさま－「**適正料金宣言ポスター**」が色あせ劣化しているところがあるとのご指摘を巡回指導員からいただきました。支部事務局にご連絡をいただければ送付いたします。

ノンカーボン特定自主検査記録表の予約申込みを受け付けています。**2月13日までに**FAX若しくは郵送でお申し込みください。
申込み用紙は当支部のホームページから入手できますのでご利用ください。
（※ノンカーボン用紙は経年劣化するため、受注生産で、年2回の申込みとなっておりますのでご理解ください。また、今回の申込み分の納品は4月下旬になります。）

「特定自主検査の記録表は、その機械の重要なリスク情報である」

Q&Aコーナー

Q：検査料金請求で、依頼者と請求先が異なってはいけないと言われましたが、どういうことでしょうか？

A：事業者Ｂ（特自検実施義務者）と検査業者Ｄ（特自検実施者）の間に第三者Ｃ（登録してない業者）が間に立ち検査実施の依頼を仲介する場合が想定されます。Ｃの依頼を受けてＤが検査を実施し、Ｂに料金を請求するようなことです。
この場合、第三者Ｃの介在によりＤに対して料金の中間搾取が行われ、適正な検査が実施できなくなる恐れがあります。
したがって、ＢがＤに直接検査を依頼し、ＤがＢに検査料を直接請求することが原則です。
ただし、Ｂ・Ｃ・Ｄの間の検査料請求及び入金業務が、特自検実施者Ｄが業務規程に定める検査料金で行われていることを書面により明確にしている場合にはこの限りではありません。
メンテナンス契約付販売等が増加している中で第三者が介在してくる場合がありますが、書面で契約を明確にしておく必要があります。
行政の監査においても重点となっておりますので注意が必要です。

3　危険の見える化（リスクアセスメント）検討小委員会（平成27年第1回）開催

1月15日、建荷協長野県支部事務局において平成27年第1回「危険の見える化（リスクアセスメント）」検討小委員会を開催いたしました。

昨年11月28日に実施した危険の見える化セミナーのアンケートから反省を行い、今後の改善の方向性を探りました。

事例が漫画というのはわかり易いところもあるが、状況が一面的に強調されすぎるきらいがあり、議論の余地がないようなものが多い。もう少し多面的に議論ができるような、実際の現場に即した絵、写真がほしい等の意見が出ました。今後各委員の持っている写真を持ち寄って検討を行ったり、実機を使って状況例のシナリオを作って写真を撮るなど試みて行くことになりました。

また、このセミナーの開催場所は長野と松本を交互に実施していくこととし、来年度は松本ポリテクセンターで、8月4日に実施を予定し、それまでに事例を作成して行くこととしました。

4　第2回地域協議会会長会議開催される

1月29日、ホテル国際21において第2回地域協議会会長会議（拡大）が開催されました。

まず、平成26年度の巡回指導実施結果について報告がありました。巡回指導実施事業場数は135、うち事業内検査事業場は13、巡回指導参加者数は延べ104人でした。巡回指導員は延べ17人が同行し、労働基準監督署からは3署に同行いただきました。

登録検査業者では管理状況は概ね良好ではあるが、3%程度の社では不備が認められ、検査記録表の記入に2割程度の不備があり、能力向上教育等の充実が望まれます。事業内では2～3割に管理の不備が認められ、記録表の記入に5割以上の不備が認められます。また、法定の検査機器の保守管理が不十分なところも3割に及んでおります。

来年度は、できるだけ事業内や非会員の検査業を実施していくために、支部事務局がその巡回指導対象の選定に強く関与していくこととなりました。

5　事務局だより

特定自主検査と記録表とは何だろう、と考えることがあります。

特定自主検査は、機械を所有する事業者が自主的に所定の検査を行って機械のリスクを診断し、検査記録表の結果に基づいて機械の整備・メンテナンスを行い、そのリスクを低減させるものです。

検査者は検査記録表にしたがって機械の必要箇所を点検・診断し、事業者にそのリスクを提言し、補修・整備の要請を行います。

事業者から見ると、検査者から機械のリスク情報を記録表により知らせてもらい、その提言に基づいて整備・メンテナンスを行って機械のリスク低減を図るということになります。検査記録表はその事業場にとっては、重要なリスク情報の一つです。

そうした観点から、特自検の記録表を見直してみる必要があるものと思います。顧客が真に知りたいのはその機械のリスク（情報）であると。